

被告代理人

あなたは和泉市役所の職員ですね。

はい。

乙第4号証を示す

これはあなたが作成された文章ですか。

はい。

判もあなたの判ですか。

はい。

ワープロは、これはだれが打ったんですか。

私です。

ご自分で打ったんですか。

はい。

あなたが今回証人にこうして出ているのは、何の件についてかということはおわかっていただけますね。

はい。

平成16年度の補助金申請についてなんですけどね。ここでは助成金申請となってますけど、これからは本件申請と言いますのでね。この本件申請に関して、あなたは市の職員として担当されたんでしょうか。

はい。

あなたは、先ほど出た辻徹さんという方をもともと御存じですね。

はい。

同じ町内会だと聞いたんですけど、間違いありませんか。

間違いありません。

あなたは平成16年当時、何課におったんですかね。

自治広報課です。

自治広報課自治振興係長をされていたんですか。

はい。

この本件申請に関しては、事前の申請前の相談も皆乗ってられたんですか。

はい。

相談は辻徹会長からあったんですか。

はい。

それ以前、すなわち平成15年度、ということは16年3月末までには、相談はありませんでしたか。

15年度も、もともと相談はありました。

だから辻徹さんの前の会長のときですね。

会長のときも。

だから、一番最初はいつからですか。

平成15年もありました。

そのときはだんじり、いわゆる大だんじりというんですか、大人用のだんじりと子供だんじりとあるんですけど、どちらの相談でしたか。

子供だんじりもありましたし、大きいだんじりもありました。

それはどういう話でしたか、15年度の場合は。

収納場所を、もともと大きいだんじりというのは平成13年からレンタルで借りておったものなんです。それでそれを購入した後、若樫町の個人の倉庫に入れてもらってたので、15年当時は、行く行くはそれをどこかに入れないといけないと。子供だんじりもあるということで、その時点では、15年度では相談程度で終わっていたということです。

そうすると、子供だんじりの相談もあったけども、大だんじりのことをだんじりと申し上げますね。だんじりについては、置く場所があって借りているけれども、ゆくゆくは自前というか、そういうものにせないかんだらうという程度で相談があったわけですか。

はい。

そうすると、その15年度には、補助金が得られるか得られないかというような相談まではいかなかったと。

はい。

16年度になって、あなたのほうには16年11月に申請がなされているんですけども、それ以前から当然相談はありましたよね。

はい。

そのときには、だんじりの相談ですか。子供だんじりもあったんですか。

当時、両方あったので、子供だんじりの相談も当然ありましたので、

はい。

で、大だんじりにするという話は、事前相談の中で出てたんでしょうか。

大だんじりは、さっき言うた個人の倉庫から出さないといけないという問題が途中から出てきまして、急遽大きなだんじりを入れないといけなくなったという。

そうしたら、もうそこからは大だんじりをどうするかという相談になったわけだ。

はい。

あなたは当然若樫町会の会館を知っていましたね。

はい、会館は知っています。

場所も、外観がどうかも知っていましたね。

はい。

そのだんじりの倉庫等を、どこへ設置したいと言っていましたか。

当初は村のはずれの場所があったんですけども、そこは治安上よくないということで、今の会館の横に用地があるので持ってきたということです。

そうすると、横に持ってきた場合、当然それと並行してというか前後で、町

のほうからの補助金，助成金ですね。それが出るか出ないかという相談があったでしょう。

はい，当然ありました。

その補助金が出るかとかいう話が出たのはいつごろでしょうか。本件申請は11月ですけど，それからどれぐらい前でしょうか。

七，八月ぐらいだったかなと思うんですが。

当然，相談の段階でも，あなたは会館の横にある空き地といいますか，これは現地で確認していますね。

はい。

これはいつもひとりで担当してやってたんですか。

私が係長でしたので，係員もいなかったの，当然私ひとりです。

当時，係員もおらなかったの。

はい。ずっと私ひとりでした。

この係は。

はい。

乙第1号証の1ないし9を示す

これは決裁文書ですね。

はい。

ここで，判で山本次長というところに「山本」の判があるんですけど，これはあなたの「山本」じゃないですね。

違います。

右上にある「山本文昭」，これがあなたの名前であり，押してある判ですね。

はい。

これは，この決定についての伺いということで，以下乙第1号証の2から9まで，一件書類が全部出ているんですけどね。この乙第1号証の2の交付申請額683万という金額，乙1号証の3の辻徹会長以外の手書き部分，これ

はあなたの字ですか。

はい。

間違いないですね。

間違いないです。

その次のページの数字もそうですか。

はい。

問題の添付書類について入りますけど、これは起案書によると11月15日に起案しているんですね。

はい。

だから、その直前ぐらいに申請書を受理しているわけですよ。

はい。

で、添付図面、乙第1号証の5を示します。これは3.35というシャッターの高さが書いてあるんですけど、これは当初からこれがつけられていたんですよ。

はい。

だけど、これだとだんじりは入らないでしょう。

はい、入りません。

これはあなたはどうして町会のほうに、この図面じゃだめだと言わなかったわけですか。

これは、当初からだんじりを入れるという認識のもとで私自身が事務をやっておったもので、私はこの図面を確認をしなかったというのが一番の要因だと思います。なので、大きな5メートルのシャッターで出てきているものだとはなから思い込んでおったので、私のミスです。この添付書類の中の乙1号証の8を示します。見積書となっている文書のナンバー18には、電動シャッター、幅が3.55、高さが5メートルという記載があるんですけど、これは見てましたか。

はい、見てました。私は技術屋ではないんですが、この辺りだけは目は通して、確認はさせていただきました。

それなら、通常図面も5メートルかということで確認するのが普通だと思うんですけどね、まあ結果論ですけどね。しなかったんですか。

はい。

頭から5メートルと考えとったわけですか。

はい。

先ほどの辻証人は、新聞記者から電話で指摘されるまで、自分も5メートルの図面を添付したと思ってたと言っているんですが、どうですか。図面の話は一切出たことがなかったですか。

はい。2人とも出てたことはなかったです。申しわけございません。あなたが特に、失礼な聞き方だけど、同じ町内会であるということで、何か便宜を図ったということはありませんか。

ないです。

それは絶対ないですか。

ないです。

あと一連の書類、特に乙第1号証の9、これは交付決定書を若樫町会へ送ったという文書ですね。

はい。

乙第2号証の1ないし8を示す

これはやはり、交付するまでの、確定に至るまでの一件起案文書ということでいいですね。

はい。

あなたはこの決裁文書、11月24日になっているんですけど、現実には何回ぐらい現場へ行って確認しているんですか。

済みません、毎日ぐらい前は通りますので、はい。

それは通勤で。

そうです。それで工事しているときも寄ったりとかしますので。

そうするとこの決裁文書が11月24日、助成金の申請が11月15日付で、10日足らずの日数だけど、現実には事前相談を通じて、工事や何や皆進んでいたわけですね。

そうです。

工事が完了して完成したと。

はい。

それに基づいての乙第2号証の1の決裁文書ということになるわけですか。

はい。

助成金の交付要綱がありますね。

はい。

これはあなたは御存じですね。

はい。

甲第7号証を示す

これは読んだことがありますね。

はい。

これで会計監査の段階でも、だんじりはここに含まれてないと解釈せざるを得ない式の判断が示されているんですが、この点はどうですか。

だんじりは町の財産ということで、町の倉庫に何を入れても僕はいいという解釈でしておったので、はい。

ということは、甲第7号証の2条の1項、各号のうちの2号ですね。増改築の場合、増改築部分に係る建設工事費と備品購入費となっている、この何を入れてもいいという備品の中にだんじりも入ると、あなたは考えていたんですか。

考えています。

現実に、ほかの町会等で新築あるいは併設の増築ですかね。こういう案件もあなたは扱ったことがありますか。

あります。

そんな場合、本件と全く違う事例だということは言えないんですか。

全く違う。以前も同じような形で、会館と一体型の倉庫の中にだんじりが入っている。で、会館と一体型で倉庫があって、子供だんじりが入ったり大きなだんじりも入ったりしているところも多々あるので。

その場合、助成金の交付申請があったら認めてきてたんでしょう。

はい、認めてきています。

幾つぐらいあるんですかね。記憶している範囲でいいですけどね。

6つか7つぐらいあるかと思います。

それは当然、事例として書類等はまだ残ってますね。

はい、うちの課の中にあるはずです。

今の公民協同推進室のほうにあると思うということやね。

はい。

これは議会で原告の小林議員のほうからも質問があったりしているんですけど、当時あなたは議会での答弁等は立っていませんね。

はい。

その議会で、どういう形で話し合いになったかということは聞いてませんか。

余り聞いておりません。

甲第15号証を示す

定例会会議録99ページ、上から6行目、小林昌子議員の質問のところで、一応小林議員としては、こういうことならわかりますと理解しているのは、備品等を入れるのが手狭になったから倉庫の類を使うと、そういうことでは認めるということですね。それだったらわかりますと言っているんですけどね。だんじりは入らないんじゃないかという疑念のもとに、この一連の質問



がされているようなんですけどね。あなたが今さっき言ったように、倉庫としては何を入れてもいいんで、だんじりだからいけないという考えはなかったと、こういうことですか。

はい。

現在あなたは若櫛の町民ですから、倉庫というか今もだんじりのマークがついてますね。倉庫のところに。

はい。

その倉庫の中をここ数年見たことはありますか。

あります。

それなら、だんじり以外でいろんな備品が入っているということ、先ほどの証人の辻さんはおっしゃってたんだけど、その倉庫に町内会の旗というのも、祭りに使う旗なんかが入っていたのを見たことはありますか。

あります。

本当にありますか。

あります。

それは何本ぐらいだったかわかりますか。

4本あるはずですよ。

4本。もっとたくさんあったようにおっしゃっているんですけど。祭りに使うから。

竹の竿というか、棒は何本もあるんですけど、旗自体は4本だと思います。

旗に使う竹はかなり置いてあるの。

あります。

高さ3メートルぐらいだと言っているんですが。

あります。

あなたが見たものと一致しますか。

はい。

ほかにどんなものが入っているかわかりますか。

机、いすも入ってますし、当然余っているテントとかもありますし、もともと会館にある収納スペースがすごく狭かったので、そこにあったいすとかも出してきてたように思いますし。

出してきてたというのは、こっちの倉庫に入れてたという。

そうですね。

原告（小林洋一）

先にちょっと事実関係だけ確認させていただきます。先ほど答弁ありましたけど、山本さんも町内会の会員ですね。

はい。

会館の前は、しょっちゅう通られているということでしたよね。

はい。

従って、この倉庫を建設しているときも、当然前を通って、建っているなどということは見られてますよね。

はい。

先ほど総会の話があったんですけど、一度最初の総会でこの倉庫を建てることについて保留されたということがあったんですが、それは聞いておりましたか。そういう話は聞いておりませんか。

済みません、ちょっと記憶にないです。

それで証人がこの仕事で、大体会館の助成金というのは何件ぐらい処理をされたんですか。

今までにですか。

ええ、現職のときにです。

8年おったんですが、30件ぐらいかなと思うんですが、間違ってたら済みません。

当時の職員は、8年間ずっと係長じゃないですね。

いいえ、違います。

係長というのは最後のほうですか。

そうです。

この助成金の処理はひとりでやられるんですか。だれかと、上司や部下と協力してやるということはないですか。

先ほども言いましたけど、私に部下はいなかったんです。

だからひとりで全部。

大体ひとりで、現場へ行くときは、2人で行くときもあるしひとりで行くときもあるし、まちまちです。

助成金を出すということを決めるとき、当然決裁する前の話ですけど、この件は、助成金を出したらいいかどうかというのは、上司かそういうのに相談することはありますか。

当然ですけども、普通の流れからいくと、年度の前に各要望を町会のほうから受けて、来年度に向けて予算をとりに行くわけなので、当然上司の方も皆知っておるんですけども、今回の件は12月補正で急遽やったものなので、そのときには時の林助役さんにまで話を持って行って、補正で上げるということでやりました。

ということは、このだんじりの倉庫を前提にして助成するということは、もう上のほうまで了解をいただいていたと。

得てました。

それで決裁を上げたということですか。

だから、はい。議会に通ったので、補正を通ったので決裁を上げたということになりますね。

この件に関して、先ほどちょっとありましたが、一般質問がされているのは御存じでしたか。

やられていたのは知っています。

で、そのときに当然答弁に当たって、山本さんに当時の状況の確認というの  
はありましたか。どんなことでこれが助成されたのかという。まあ、だんじ  
りに助成するのはいかんじゃないかということを質問しているんで、当然そ  
れによって、どんないきさつで助成したかということを知りたかったですか。  
そんな話は全然なかったですか。

あの、大野のときの話とごっちゃになっているので、ちょっと覚えて  
ないです。でも、そのときには、私の話も聞かれたような気がします  
し。

これは、質問があった2日後に新聞報道がされているんですが、その新聞は  
見られましたか。

見てないです。

これについて監査請求がされたということは。

ああ、それは知ってます。

聞いていますよね。

はい。

当然、監査委員からの事情聴取を受けますよね、当時の。

僕ですか。事情聴取。監査委員からですか。

監査委員から。

いや、ないです。

助成金の申請には、何人で来られましたか。

申請ですか。

申請に来られてますよね。書類を持ってきたときに。町会の方が何人で来ら  
れましたか。

会長おひとりやったような、記憶が確かであれば会長おひとりで、判  
こをいただく書類等は、先ほど僕が下の部分を書いて、会長に確認し

ていただいて、1回家のほうにはもらいに行ったことは記憶しています。  
そういう中身を職員が全部書くというのは普通なんですか。

間違えると、また再度もらいにか出してもらわないと行けない部分があるので。

こういうのが普通なんですか。

普通、私のときはそうしてました。

先ほどありましたように、これが緊急の案件で出されていた予算ということですね。

はい。

こういうことはよくある話ですか。

よくある話。

要するにこの会館の助成というのは、普通そんなに緊急として予算をとらないといけないというもんじゃないような気がするんですよ。なぜわざわざ補正予算まで申請をして、これを認めたのかという事情がよく理解できないんですけど、その事情をお聞きしているんです。

先ほども申し上げたように、もともと入れていた倉庫が個人のもので、要はその善意で入れていただいておったという部分があって、その新たな借り主さんが見つかったということで、そこで事業をされるということだったので、急遽出さないといけないということで、急遽の事案だという話で、補正になったわけです。

そういうのはよくある話ですか。

よくはないですが、そんな緊急を要する事案というのがあんまりないので、はい。

先ほどちょっとありましたけど、同じ町内会だから便宜を図ったという、そういうことはないんですか。

それはないですね。

先ほど、備品は倉庫に入れるのは別に問題ないと。そういう倉庫をつくることも問題ないと。備品というのは一体何をもって備品というかということについて、市がその中に何を入れようがそれはあんまり関係ないんだと。それは町会が決める話だと。このだんじりという大物ですよ、2000万円もするものですよ。図体もでっかいし。そういうのが一般的に会館の備品というのとは全然違うような感じを受けるんですけど、それを備品の一つだというふうに考えられてたということですか。

そういうことですね。だから反対に言うと、備品を入れる倉庫に大きな話、家1戸分ぐらいの分が建ったとしても、それは仕方がないんじゃないでしょうかというのが、私どもの見解なんですけど。

ということは、備品を入れる倉庫であれば、それに何を入れようがそれは認めていたという。

そういうことです。

北田中町会の際に、玄関のスロープの補助金の申請がありますが、覚えていますか。

はい。

あのとき、金額は非常に少なくて、とにかく選挙の関係があるので、年配者が早く投票をするのに、そのスロープをつくってほしいという申請があったときに、それは本件補助金にこの会館のあれにはふさわしくないということで受付しませんでしたよね。要綱を変えないとできないということになりましたよね。

北田中ですか。断ってますか、私。

断ってますね。それで要綱をつくって対応せえと。しかし要綱をつくる前にフライングで助成したという問題があったんですけど。非常に厳密にこの会館の助成に関してはそこまでやられているのであって、それに対して備品であれば何でもいいというのは、ちょっとそぐわないような気がするんですけど。

どね。だから普通でいえば、そういういわゆる机とかいすとか、いわゆる備品ですよね。それを入れるものであったらそれはいいんですけど、それを超えてすごい大きな高額のものを新たに場所、倉庫をつくって入れるというのは、その北田中町会との関係からいっても、バランスを欠いていると思うんですけど、どうですかね。

いや、それはもう見解の相違としか僕は言いようがないので。この申請を受けたときに、証人はどういうことについてチェックするんですかね。

要綱に合致しているか合致していないかだけの話なので。建物について、それが安全的なものであるとか、あるいはその建物がその助成にふさわしいものであるとか、あるいは金額的に問題ないとか、そういうチェックはしないんですか。

さっきも言いました、建物が安全か安全じゃないかというのは、建築確認でやるものなので、私どもはその辺は建築確認がおりないものは建たないですから、チェックをする必要はないと思っています、安全か安全じゃないかというのはですね。金額、中身に関しては、申し上げましたように私は事務屋ですので、はい。申しわけないです。

建築確認は、本件倉庫についてはとられていますか。チェックされていますか。

逆に、とらないと建たないですよというのが僕の思いなのですが。とらないと建てられないはずだから、建ったものの申請については当然されているという。

そうですね。

建築確認をやっているかどうかは、全然チェックなしなんですか。

チェックしてませんね。

仮に建築確認をとらないで建物を建てた場合、当然そういうのは建てられな

いんですけど、建てた場合は違法建築ということになりますね。

そうですね。

違法な建築については、こういう補助金とかあるいは助成金なんか出せませんよね、基本的には。

具合悪いですね。

そうですね。

はい。

仮にそのときに建築確認申請がとれていないということがわかったら、本件は受け付けなかったでしょうね。

とれていないことがわかったら。

とれていないということがわかったら。仮の話ですけどね。わかったら今の話から言っても、それは受け付けられないですよ。

建築確認がとれていなかったらですか。わかったら。後は上の判断に任せます。

上に相談するということですか。

はい。

いずれにしても、そういう違法建築物に対しては助成はできないということには間違いありませんよね。

私の範囲内では、その建築確認がとれているものだと思ってやりますから。

それと、先ほど何件も同じような案件があったと言われましたよね。何件かでいいですけど、そういう例をちょっと教えていただけませんか。

町名ですか。

どこの町会館か。

黒鳥第1、第3、子供だんじりを入れているところやったら小野田、三林。



そういうところですか。

そのぐらいだと。

いわゆる大きなだんじりを入れているのは、先ほど言った黒鳥第1と第3ですよね。

第1と第3ですね。

これは新築の倉庫というか会館の中に、だんじりを入るところのものを持っている建物ですよね、この2つは。

中に。そうですね。

新たにつくったものじゃないですよ。

違いますね。

もともとつくるときに、会館の中にだんじりを入れるスペースを設けた会館をつくっているんですよ。

そうですね。

別の倉庫として建てたものではないですよ。

ないですね。

この2つと本件を含めてですけど、山本さんの担当のときの話ですよ、黒鳥の件もね。

はい。

ということは、だれか別の担当の方も当然おられたと思うんですけど、8年だから相当長い間ですからあれですけど、そのだんじりを備品とみなして倉庫に入れてもこれは要綱に反しないという判断は、これは山本さん独自の判断と違うんですか。ほかの人でもそういう判断になるんですかね。

いや、それまででそういう子供だんじりの倉庫は。

まあ、子供だんじりは確かにね。

いや、子供だんじりと大きなだんじりとどう違うんでしょうかというのが僕の見解になるんですけども。それまでは大きなだんじりを入れ

ている一体型の会館というのは、僕が初めてやったと思います。

初めてですよ。

はい。

裁判官（藤根）

まず、あなたが申請を若樫町内会から受けたときに、それはどういうものとして申請されたんですか。だんじりを入れる倉庫として申請されたんですか。

という認識。だんじりも、入れるということです。

ということは、「も」ということは具体的に言うと。

町会館の備品も入れるし、だんじりも入れるという認識です。

備品も入れられる倉庫にだんじりも入れるということで、申請したということですか。

はい。

それまでの経過ですと、だんじりを入れるところがないということで、その申請をするということでしたけど、備品を入れるものを中心ということになったのは、どういう経過があったんでしょうか。もともとはだんじりを入れるところがないということで、新しく倉庫をつくりたいというお話だったんですよ。

両方思いがあって、先ほども言いましたけど、会館の中の収納スペースがもうぐちゃぐちゃやったわけですよ。で、だんじりも入れるところも、両方の思いもあったということです。

では、当初から備品も入れるしだんじりも入れるというつもりで、相談に乗っていたということですね。

はい、そういうことです。

甲第11号証を示す

こういう形の倉庫というのは、だんじりを入れるのに特有の形なんですか。一般的にこういう形の倉庫は別の町に似たような形のものがあるという

ことは余り。

四角でもいいんですが、横に神社があるんです。

それに合わせる形で雰囲気に合わせて、こういう形にしたということですか。

そういうことです。

甲第7号証（要綱）を示す

先ほどから何回もおっしゃられていることかもしれないんですが、こちらの第2条に、補助金の対象となるのは、「町会が町民の集会及び会議等に使用するための建物の新築、増改築、改修及び購入」ということになっていて、備品ということは書いてないんですが、市の側の認識では、全体として、この第2条の助成の対象になるものはどういう基準で考えていたんでしょうか。

当然第2号の増築ということで、会館の用途が手狭になるということが明らかに明白であれば、それに対する倉庫の増築は認めるべきだということなんです。

ここには、「集会及び会議等に使用する」と書いてあるんですが、増築であっても会議等に使用しないものだったらいけないようにも読めることは読めるんですが、どうでしょうか。

集会室の横に会館の中の倉庫があるんです。そこからものがあふれ出ているようになってきたら、会議室が100%使えないということになってきますので。

じゃ、その会議室を使うために必要な、その会議室の入っている建物と隣接しているその倉庫でしたらこれに入るといいます。

そうそう。メイン会場がそこなので、はい。

そのメイン会場を使うために、その併設してある倉庫をつくることは、こちらの第2条の対象になるという解釈で市の側では行っていたんですか。

はい。

先ほど一体となっておっしゃいましたっけ。メインの建物と全然別の

建物だったら増築に入らないわけですけど、そういうところは何か基準はあるんですか。

基準というか増築という。私の先輩からの引き継ぎで、増築ということでその会館の一体にないと、増築にはならないという見解だったの  
で。

今回の建物はくっついているわけでは。くっついているんですか。本件の倉庫はもともとの会館に隣接しているわけですけど、構造上それはつながっている。

つながっています。屋根の部分はつながってます。それで裏からも入れることができるので。会館の裏から入れることができるので。  
つながっているから増築に当たるという解釈をしたということですか。

はい。

今まで、独立して倉庫としてだんじりも入れる倉庫をつくったことがなかったとおっしゃっていましたが、今回だんじりも入れる、だんじりを入れるために高さのあるものをつくるわけですね、そういうことについて、上司の決裁の際に、だんじりも入れるからこういう形になっているんだけどみたいな相談はされたんですか。

ああ、それは当然そうなります。

じゃ、上司の方もだんじりも入れる倉庫だということで、それは決裁を通してということですか。

はい。

それが、今までだんじりを入れる独立の倉庫としてつくったことがなかったということで、だんじりが備品に入るかというのは先ほど議論されてましたけど、そういうことについて明確にするために、だんじりも入れる倉庫という形で明記しようという話にはならなかったですか。

今この要綱がちょっとそれから変わったというのは聞いているんですけど

ど。今この要綱自身が。

改正されたということですか。

はい。その新しいのは見てないので、何とも言えないんですが。可能となったというのは聞いているんですが。

何が可能になったんですか。

だんじりも可能になったというのは。違うかったかな。済みません。この第2条の要綱の助成金の対象事業として、だんじりも入れられるような文言に変わったということを聞いたということですか。

いけるというふうに、僕は見たことはないんですが。間違えてたら済みません。

でも、変わったのは今回の倉庫を建てた後ですよ。

はい、当然。

裁判長

先ほど要綱の話が出ただけけれども、基本的にはこれは会議室など、そういうものの施設の整備のために助成する、そういうものですね。

はい。

あなたの話だと、会議室などを含む会館の増築としてやられているから、その会議室自体の充実につながるんだと。そういうふうに考えているということですね。

はい。

ただ、本件のだんじり、これは会館にあったものではないですね。

ないですね。

ほかから持ってきて入れるのに、どうしてそれが会議室やそういう施設の充実につながるのでしょうか。

いえ、だから先ほども言いましたけども、だんじりも、入れられる倉庫をつくったということです。だから会館にあるものを、スペースを

有効に使うために倉庫を建てるとするのは理解いただけると思うんですけども、それ以上にほかのものも入れるということです。町の備品も入れるということです。

ほかのものも入れるかもしれませんが、倉庫の大部分を占めるのはだんじりですよ。

パーセント的にいえばですね。

この倉庫をつくることによって、会議室などがスペース的にあいて使えるようになる、そういう効果は非常に限られているんじゃないですか。

私はそうは思わないんですけども、だんじりを入れるということは、裁判長おっしゃるように、パーセント的にいえばそうなるとは思いますが、占める割合でいけばですね。会館を有効に使う、それでまた会館に人が集まってくるという部分からいけば、コミュニティーの増進にもつながると思いますし、私は効果はあると思ってますけども。では会議室に限らず、だんじりあるいはそういうお祭り、そういうもの自体が、コミュニティーの促進に役立つ面があると。そういうことですか。

はい。

先ほどのだんじりを入れるものだというのは、助役に話をしたときには説明をしたんですか。

しました。

本件は最終的には市長決裁ですね。

はい。

市長にもその話は言っているんですか。

市長にはしておりません。決裁で行きますから。

決済上は、だんじりを入れるかどうかというのはわからないですね。

形を見ればわかります、という判断ですね。

何の形を見ればわかるんですか。

大きさを見ればわかるということです。で、その前にうちがだんじりを買ったというのも周知の事実ですから。

この決裁につけた図面は、小さなシャッターの図面じゃないんですか。

だからそれは僕は5メートルのシャッターがついていると思ってましたということですね。

でも実際、つけてなかったんでしょう。

なかったですね。

じゃ、決裁を見たらわかるんですか。

それはわからないですね。

少なくとも助役はわかっていたということですか。

わかっているということです。

原告（小林洋一）

甲第1号証を示す

21ページ、監査結果のところなんですけど、先ほど証人は監査委員の事情聴取を受けてないと言われましたよね。

僕は行ってないですよ。

で、この監査結果で、本事案に係る監査対象部局の説明では、と書いてあるんで、監査対象部局というのは当然この公民共同室ですよ。

はい。

これに事情聴取をして、その結果、この下から3段目なんですけど、「そして本件施設については、だんじりの収納が可能であり、申請段階でそのように使われる可能性があることも認識していた旨説明する」とあるんですね。

ということは、これはこの形からいったらだんじりも入るかもしれないけども、あくまでやっぱりこれはいわゆる備品、先ほど言った入らないで困っている備品を入れるために申請を受けたというふうに言っていると思うんですけどね。私はこれを山本さんが事情聴取を受けて答えたと思ったから聞こう

としたんですけど、さっき違うと言われましたけど、監査対象部局の認識は、これは部局ってだれかわからないんですけど、少なくとも収納が可能であり、申請段階でそのように使われる可能性があることも認識していたということであって、だんじりを使うということを明示的に明らかにして申請を受けたということではないというふうに思うんですけどね。どうですかね。

そのときのお話はちょっと私もわからないので、大変申しわけないですけど。

以 上